

行動倫理規範

贈答品・接待に係る指針

ETHICS & LEGAL COMPLIANCE | ISSUED: May 1, 2014 – REVISED: September 21, 2021

贈答品や接待の授受は贈答品の価値が妥当で、ビジネスや行動に不正な影響を与えないという目的でない限り、取引相手への礼儀と尊敬を示す方法としてよく見られるものです。本指針は Magna International Inc.並びにその全ての経営グループ、部門、ジョイント・ベンチャーおよびその他グローバルの営業拠点（これらを総称して、以下「Magna」といいます。）に適用されます。本指針はまた、従業員、役員、取締役、コンサルタントおよび代理店を含む、Magna に代わって行為するすべての者（これらを総称して、以下「Magna 関係者」といいます）に適用されるものです。

法律で禁止されている地域を除いて、贈答品や接待の価値が状況に応じた適度な金額であれば、Magna関係者は取引相手との妥当な贈答品や記念品、接待の授受が許可されています。贈答品や接待は控えめであれば、良好なビジネス関係を築くためには正当なツールになります。食事や販売促進用の物品、スポーツやイベントのチケットを時折、授受することは特定環境において適切な場合があります。

一般的に、贈答品や接待は次のような場合、行動倫理規範の違反として見なされません。(i) 本指針を含むビジネス慣行を順守する場合 (ii) 誘引の目的がない場合、および(iii) 適用法令を順守している場合。特定贈答品授受の正当性や適法性について質問がある場合は、グループ若しくはリージョナル・リーガル・カウンセラーまたはリージョナル・コンプライアンス・オフィサーに確認してください。

「贈答品・接待」は次のような価値あるものすべてです。

- 商品
- 食事/飲料
- イベントのチケット
- 輸送費
- 割引
- 現金
- サービス
- 車両/休養施設の利用
- 旅費
- 現金相当（ギフト券、商品券など）
- 懸賞
- 記念品

禁止事項

贈答品と接待については次のようなことがないように絶対に守ってください。

- ビジネスまたは政府機関の意志決定に不正に影響を与える。
- 他者に不当な圧力と思わせる。
- 利害衝突の可能性を作る。

Magna関係者は不適切な行動の疑惑からMagnaの評判を守るようにしてください。贈答品や接待の授受の際、Magna関係者は会社の最大利益のために適用法を順守して誠実性を以てビジネスまたは政府機関の判断が下されるよう注意して行動してください。

許可事項

贈答品と接待は次の場合のみ授受できます。

- 妥当である
- 発生頻度が低い
- 適度な価値
- 経費報告書やMagna帳簿記録に正確・透明に記録

Magnaは、随時、特定の国においては何をもって「適度」あるいは「妥当」と判断すべきかについて、さらに具体的な指針を定めた、その国固有のガイドラインを採択します。そのような国の一覧を「スケジュールA」に示します。

的確な判断

何を受け取るかは判断次第です。贈答品や接待が公表された場合に、Magnaやその従業員に影響が及ばないか考慮してください。しばしば、不正かどうかを決めるのは、現金価値ではなく、関係する諸事実や状況を鑑みての、提供の意図と目的です。一般的に、贈答品や接待の金銭価値が高ければ高いほど、また、頻度が高いほど、義務付けられる透明度も高くなります。どのような種類の贈答品や接待の授受の際は必ず、法律や地域のビジネス慣習に従ってください。Magnaのほとんどの顧客には、その顧客の従業員やサプライヤーが従うべき、贈答品や接待に関する厳しい社内規則があります。顧客の従業員に提供された贈答品や接待は顧客の適用社内規則で許可されている場合のみ可能です。

いかなる場合であっても、いかなる種類の贈答品や接待も、サプライヤー、顧客、その他Magnaの取引相手に求めたはなりません。これには、贈答品や接待を直接求めることと、贈答品や接待の提供が望ましい結果につながると遠回しにほめかすことが含まれます。

公務員

公務員に対する贈答品・接待は特別な危険が高まり、法律で禁止されている場合があります。「Compliance Control Procedure - 公務員に対する支払い」に従い、(Disclose It! システムを介して) グループあるいはMagnaの上級管理者の承諾書がある場合を除いて、公務員への贈答品・接待は絶対に提供しないでください (Magnaの賄賂・不適切な報酬に係る指針も参照)。(see Magna's [Policy on Bribery and Improper Payments](#))

国有または国が管理する組織の代表者は、その組織とMagna社との関係が本質的に純粋な営利目的のものでない限り、本指針および「賄賂・不適切な報酬に係る指針」の目的上、政府職員と見なされません。

贈答品または接待を提供しようとするMagna関係者は、受ける側が政府職員あるいは国有組織に所属する人間かどうかを検証する責任を負います。

現金（およびギフトカードなどの現金相当物）

現金（またはギフトカードなどの現金相当物）を提供すること及び受け取ることは、地域の慣習に鑑みて適切であり（日本や韓国など）かつ事前に承認を得ている場合を除き、禁止します。その授受が発生する地域の法務部門バイス・プレジデントから、事前に書面による承認を受ける必要があります。

違反

Magnaはコンプライアンス違反を容認しません。いかなるコンプライアンス違反も重大事案として取り扱い、解雇を含む懲戒処分を課すこととします。

Magnaの行動倫理規範または本指針の違反またはその疑いを認識した場合は、それを(i)上司、(ii)部門若しくはグループの財務担当役員、(iii)グループ若しくはリージョナル・リーガル・カウンセル、(iv)リージョナル・コンプライアンス・オフィサーに対して、または、(v)Magnaのホットラインを通じて、報告しなければなりません。

Magnaはまた、潜在的な違反への懸念があれば、報復を受ける心配なく報告できる、正しい文化を維持することに取り組んでいます。Magnaの「報復禁止に関する方針」は、善意で懸念を報告した人に対するいかなる報復も禁じています。(see Magna's [Policy on Anti-Retaliation](#))

役に立つヒント

厳守事項...

- 贈答品・接待の理由が適当で、頻度が低く、適度な価格、適用法規並びに地域の慣習に適合する。何が「適当」かを決めるときは分別を使用し、何が「適度」かは地域の価値や地域の平均的生活水準および慣習を踏まえる。
- 贈答品・接待の適度な金額を超える、または不適切と思われるものを提供する、あるいは提供されそうな場合は、上司、グループの上級管理者、グループ若しくはリージョナル・リーガル・カウンセルまたはリージョナル・コンプライアンス・オフィサーのアドバイス並びに事前承諾を得る。
- 贈答品・接待は可能であれば、個人ではなく団体に提供する。
- 公務員への贈答品・接待にはより高い基準と厳しい規制が適用されることを忘れない（Magnaの賄賂・不適切な報酬に係る指針参照）。公務員に贈答品や接待を提供する前に、「Compliance Control Procedure - 公務員に対する支払い」に従い、**Disclose It!** システムを介して承認を受ける。
- 贈答品・接待を提供する前に、受け取る相手が公務員あるいは政府職員かどうかを確認する。
- 贈答品・接待の授受の場合、利害対立の可能性を評価する。
- Magnaの行動倫理規範及び本指針に合わない贈答品あるいはもてなしは丁重に断る。
- 仲介者あるいは第三者を通して授受された贈答品・接待は、直接授受されたものとして見なされる。
- 贈答品・接待の承諾または謝絶、目的、団体の名前、並びにその価値と特質を記録する。
- 贈答品・接待を提供する相手の組織でも内部での承認が必要か、考慮する。

禁止事項...

- 法律で禁止されている地域で贈答品・接待を提供する。
- ビジネスまたは政府機関の決定に影響を与えるために贈答品・接待を提供する。
- 贈答品・接待を受け取るにより公正で客観的な判断が難しくなる場合。適度な金額を超え、あるいは実務上一般的に認められている程度を超えている場合。
- 次のような贈答品・接待を授受すること。
 - 現金または現金相当物（ギフトカード、個人の小切手など）（上述の承認を受けた場合を除く）
 - 全従業員が入手できない製品、あるいはサービスの割引
 - 不適切な種類、あるいは不適切な会場の贈答品・接待
 - ビジネスの有効目的あるいは関係を促進しない贈答品・接待
- 形はどうであれ、Magnaがビジネスをするサプライヤー、顧客、他の団体から贈答品・接待を要求・請求する。贈答品・接待の直接要求、並びに贈答品・接待の提供は適切・望ましいという印象を与えることも含む。
- Magnaの行動倫理規範または本指針の順守事項の適用を避けるため贈答品・接待費用を個人で払う。

注意事項...

- Magnaの競争相手の代表者と贈答品・接待を授受し合う。このような行為は実際に利害対立になったり、見なされたり、あるいは反競争的行為の印象を与える場合がある。
- 入札、交渉または指名（例えば、RFQ、REP）の期間中に個人または法人から贈答品または接待を受け、または提供すること。これにはMagnaのアドバイザーまたはコンサルタントとの食事を含まない。

詳細：

詳細および助言に関しては、グループ若しくはリージョナル・リーガル・カウンセル、リージョナル・コンプライアンス・オフィサーまたはMagnaの倫理法令順守担当バイス・プレジデントまで問い合わせてください。

Issued: May 1, 2014
Revised: September 21, 2021
Next Review: Q3 2024
Issued By: Ethics & Legal Compliance
Approved By: Magna Compliance Council

スケジュール A – 本指針に係る国別ガイドラインのある国

中国